いわぬま男女共同参画推進プラン
（第３次）（案）

～誰もが輝けるまち　いわぬまをめざして～

岩　沼　市

目　　次

第１章 基本的な考え方 ---------- 1

1　計画策定の趣旨・背景 ---------- 1

2　計画の基本理念 ---------- 2

3　計画の期間---------- 2

4　計画の位置付け ---------- 3

5　計画への取組 ---------- 3

6　SDGｓ（持続可能な開発目標）との関連---------- 3

7　計画の評価指標 ---------- 4

第２章 男女共同参画の実現のための施策 ---------- 5

施策の体系 ---------- 5

基本目標Ⅰ　社会全体における男女共同参画の実現---------- 10

1　政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進 ---------- 10

2　男女の固定的役割分担意識の解消 ---------- 12

3　あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成 ---------- 15

4　あらゆる暴力の根絶への取組 ---------- 18

基本目標Ⅱ　家庭における男女共同参画の実現 ---------- 21

1　共に築く家庭生活への支援---------- 21

2　子育て環境の充実への支援---------- 23

3　介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援 ---------- 26

4　男女の生涯にわたる心と身体の健康支援 ---------- 29

基本目標Ⅲ　地域における男女共同参画の実現 ---------- 30

1　男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進 ---------- 30

2　防災計画・活動における男女共同参画の推進---------- 30

基本目標Ⅳ　教育の場における男女共同参画の実現---------- 33

1　生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現 ---------- 33

基本目標Ⅴ　働く場における男女共同参画の実現---------- 36

1　働く場における男女の均等な機会と待遇の確保 ---------- 36

2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ---------- 36

3　職業能力開発の支援 ---------- 36

4　農業や商工自営業等に従事する女性への支援---------- 36

第３章　推進体制----------41

１　庁内推進体制の整備----------41

２　計画を効果的に進めるための取組 ----------41

３　計画の推進体制図 ----------42

－資　料－

世界・国・県・市の動き（平成 11 年以降）---------- 資料 1

参考指標---------- 資料 3

男女共同参画社会基本法---------- 資料 4

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律---------- 資料 10

岩沼市男女共同参画推進条例----------資料 22

計画策定までの経過----------資料 28

岩沼市男女共同参画審議会委員---------- 資料 29

第１章 基本的な考え方

１　計画策定の趣旨・背景

○人は誰でも人として尊重され、人間らしく個性豊かに生きる権利を持っています。これは、性別にかかわりなく全ての人に与えられた権利です。

○我が国では、日本国憲法に「個人の尊重と法の下の平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けて「育児・介護休業法」の施行や「男女雇用機会均等法」の改正などの法整備が図られました。さらに、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」（以下「法」という。）が制定され、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施するという地方公共団体の責務が定められました。

○本市においても、男女共同参画社会の推進を掲げ、市民の意識向上と理解を深める事業等を進めてきましたが、性別による役割分担意識や社会制度・慣習は依然として残っています。このことは、人間としての尊厳や基本的人権を侵害するだけではなく、多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での障害になっています。これからは、性別にとらわれずあらゆる人が「一人の人間として大切にされる」ことを根本に、市民、事業者、行政、それぞれの立場において男女共同参画社会を実現することが求められています。

○本市では、男女共同参画の考え方に基づき、全市的に取り組むべき基本的条項を規定するため、平成 24 年３月に「岩沼市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例の趣旨を具体的施策として総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年度から平成 30 年度までの６年間を計画期間とした、「岩沼市男女共同参画基本計画」を、令和元年度から令和 4 年度までの 4 年間を計画期間とした、「岩沼市男女共同参画基本計画（第２次）」を策定しました。

○本市では、これまでの成果や課題を踏まえ、令和 2 年から新型コロナウイルス感染症の影響により変化する社会状況に対応しつつ、貧困などの困難に対する支援や一人ひとりの多様性を尊重する男女共同参画社会の形成を促進するため「いわぬま男女共同参画推進プラン（第３次）」（以下「計画」という。）を策定し、あらゆる人の人権を尊重した住みやすい共生社会の実現を目指していきます。

2　計画の基本理念

○本計画では、条例に明記した事項６つを基本理念に掲げ、男女にとらわれず、あらゆる人の人権が尊重されることを重点に置いた施策を推進していきます。

(1)　**男女の人権の尊重**　男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。

(2)　**暴力の根絶**　男女が互いに人権を尊重し、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるように努めること。

(3)　**社会における制度又は慣行の見直し**　性別による固定的な役割分担意識から生まれる社会における制度又は慣行の見直しに努め、男女が多様な生き方を選択することができるように配慮すること。

(4)　**政策等の立案及び決定への共同参画**　男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案並びに決定の場に共同して参画する機会が確保できるように配慮すること。

(5)　**家庭生活、学校、職場等の活動の両立**　家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立させることができるようワーク・ライフ・バランスに配慮すること。

(6)　**国際的協調**　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に留意するとともに、地域在住外国籍の市民の人権保障及び男女共同参画の実現に配慮すること。

3　計画の期間

○計画の期間は、令和５年（2023 年）度から令和９年（2027 年）度までの５年間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しをしていきます。

4　計画の位置付け

○計画は、法第 14 条第 3 項の規定により、国の男女共同参画基本計画及び宮城県男女参画基本計画を考慮しながら定める本市の計画です。

○また、「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画を包含するものとします。

5　計画への取組

○計画は、施策を理解しやすくするために、社会全体、家庭、地域、教育の場、働く場の 5 つの分野に分け、それぞれに基本目標を定め、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。まずは、男女共同参画という「言葉」と「内容」を理解していただくことから始め、市の現状を把握するための調査等の実施に努めます。また、あらゆる個人や団体と連携・協働し、あらゆる人が地域、家庭、学校、働く場等でいきいきと暮らすことができるよう順次取組を行います。

6　SDGｓ（持続可能な開発目標）との関連

○SDGｓとは平成 27 年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。本計画の推進による男女共同参画社会の実現は、「ゴール 5　ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした SDGｓの目標達成に貢献することにつながります。

7　計画の評価指標

基本目標	項　目	現　況 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）	参考：宮城県 目標・予測指標 （令和７年度）
Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	各審議会における女性委員の割合	34.3%	50%	35% 【市町村の審議会等委員における女性の割合】
	市の管理職における女性の割合	22.2%	25%	
Ⅱ 家庭における男女共同参画の実現	市民満足度調査※1における「子育て支援の充実」に係る満足度、重要度のポイント（最高ポイントは「6」）	満足度： 4.263 重要度： 4.859	満足度： 4.500 重要度： 4.900	
	放課後児童クラブの待機児童数	７人	０人	
Ⅲ 地域における男女共同参画の実現	岩沼市防災士資格取得支援事業による女性防災士の割合（累計）	28.2%	35.0%	
Ⅳ 教育の場における男女共同参画の実現	公民館講座受講者の男性の割合	19.3%	25.0%	
Ⅴ 働く場における男女共同参画の実現	宮城県「女性のチカラを活かす企業」認証制度※2による認証企業数	４社	８社	50 社 【女性のチカラを活かすゴールド認証企業数】

・各審議会における女性委員の割合、市の管理職における女性の割合、放課後児童クラブの待機児童数の現況値については令和３年４月１日現在。
・市民満足度調査における「子育て支援の充実」に係る満足度、重要度のポイント、岩沼市防災士資格取得支援事業による女性防災士の割合、公民館講座受講者の男性の割合、宮城県「女性のチカラを活かす企業」認証制度による認証企業数の現況値については令和４年３月 31 日現在。

※1 市民満足度調査：いわぬま未来構想における、まちづくりの指標５項目についての現状（幸せ指標・住みよさ指標）とまちづくりへの取組について、市民ニーズの現状（満足度・重要度）を把握するために岩沼市が毎年行っているもの。満足度、重要度のポイントは有効回答の平均値。

※2 宮城県「女性のチカラを活かす企業」認証制度：宮城県内に本社、本店、または事業の拠点があり、かつ、事業活動を行っており、常時雇用労働者を有している企業、法人、団体（国および地方公共団体を除く）で、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援制度等のチェック項目により、一定の基準を満たした場合に知事が認証する制度。

第２章 男女共同参画の実現のための施策

施策の体系

○第１章に掲げた基本理念を踏まえつつ、岩沼市における男女共同参画の実現に向けて、基本目標を社会全体、家庭、地域、教育の場、働く場の５つの分野ごとに設け、その目標に近づくための基本方針や施策の方向を以下に掲げます。

基本目標	基本方針	施策の方向
基本目標Ⅰ　社会全体における男女共同参画の実現	1　政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進	(1)市の審議会等委員の均等な男女比率の促進
		(2)市の審議会等における女性委員長の登用促進
		(3)市職員の男女均等な管理職への登用促進
		(4)男女共同参画の視点を持った人材の育成
	2　男女の固定的役割分担意識の解消	(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供
		(2)男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供
		(3)市の情報メディアでの男女平等理念への配慮
	3　あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成	(1)あらゆる人の人権が尊重される社会の推進
		(2)多文化共生社会の形成促進
	4　あらゆる暴力の根絶への取組	(1)県・他自治体等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援
		(2)警察・医療機関等関係機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施
		(3)DV、デート DV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進

基本目標	基本方針	施策の方向
基本目標Ⅱ　家庭における男女共同参画の実現	1　共に築く家庭生活への支援	(1)男女が協力し、責任を負うという意識の啓発
		(2)男性の家庭生活への参画促進
	2　子育て環境の充実への支援	(1)仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の啓発
		(2)安心して子育てができる環境の整備
	3　介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援	(1)地域包括ケアシステムの推進
		(2)高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
		(3)人にやさしいまちづくりの推進
	4　男女の生涯にわたる心と身体の健康支援	(1)男女の生涯にわたる健康の保持・増進
		(2)妊娠・出産等に関する健康への支援

基本目標	基本方針	施策の方向
基本目標Ⅲ　地域における男女共同参画の実現	1　男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進	(1)様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進
		(2)地域課題の解決等への支援
	2　防災計画・活動における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の多様な視点に立った防災計画の策定体制の構築
		(2)防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進
		(3)震災被災者の心のケア等の支援
基本目標Ⅳ　教育の場における男女共同参画の実現	1　生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現	(1)将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進
		(2)子どもたちの成長にあわせた地域連携の推進
		(3)健康教育の推進
		(4)学習機会の提供

基本目標	基本方針	施策の方向
基本目標Ⅴ　働く場における男女共同参画の実現	1　働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	(1)男女雇用機会均等法等関係法令の周知
		(2)セクシュアル・ハラスメント等の防止
		(3)ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進
	2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1)育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進
		(2)育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進
		(3)ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発
	3　職業能力開発の支援	(1)職業能力開発に向けた機会及び情報の提供
		(2)パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善
		(3)ひとり親家庭の就業及び自立への支援
	4　農業や商工自営業等に従事する女性への支援	(1)経営参画のための意識啓発及び参画促進
		(2)女性の起業による自立支援

○施策の体系については、中長期的に継続して取り組むべき項目を掲げていますが、実効性のある計画とするために、特に優先的・重点的に取り組んでいくものとして、次の６項目を掲げます。

・政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進
（基本目標Ⅰ―１）
・あらゆる暴力の根絶への取組
（基本目標Ⅰ－４）
・子育て環境の充実への支援
（基本目標Ⅱ－２）
・介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援
（基本目標Ⅱ－３）
・防災計画・活動における男女共同参画の推進
（基本目標Ⅲ－２）
・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
（基本目標Ⅴ－２）

基本目標Ⅰ　社会全体における男女共同参画の実現

1　政策等の立案及び意思決定の場における男女共同参画の推進

現状

○政策・方針の決定過程における女性の参画を示す指標の１つとして、各種審議会等における女性登用率が挙げられます。本市においては、各種審議会等の女性登用率は 34.3%となっており（資料１）、宮城県内市町村平均の 28.2%を上回っています。また、市議会議員の女性が占める割合は 16.7%（18 名中 3 名：令和 3 年４月１日現在）のみとなっています。

○一方、市職員の管理職の女性登用率は 22.2%（資料２）で、宮城県市町村平均の 20.6%を上回っており、資料２のとおり数値は推移しています。

課題

○様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施ができるよう、意思決定の場における女性の参画比率を高める必要があります。

○各種審議会等における女性委員の登用率向上が進まない要因として、委員が充て職の場合、該当する候補者などが少ないことも挙げられます。今後は委員選定条件の見直し等も求められます。

資料１　岩沼市の（地方自治法 180 条の５、202 条の３に基づく）審議会等における女性委員の登用状況

年度	審議会等の数	委員総数（人）A	女性委員数（人）B	割合（%）B/A
令和元年度	34	387	134	34.6
令和２年度	34	388	138	35.6
令和３年度	33	376	129	34.3

資料：さわやか市政推進課調べ（各年４月１日現在）

資料２　岩沼市職員における管理職への女性の登用状況

年度	岩沼市（%）	県内市町村（%）	宮城県（%）	全国（市町村）（%）
令和元年度	24.4	20.4	8.4	14.7
令和２年度	26.3	20.1	7.1	15.3
令和３年度	22.2	20.6	9.3	15.8

資料：さわやか市政推進課調べ（各年４月１日現在）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴市の審議会等委員の均等な男女比率の促進	① 女性委員の登用率の向上 ② 女性委員のいない審議会等の解消 ③ 委員公募制の推進	関係各課
⑵市の審議会等における女性委員長の登用促進	① 男女双方の意識の向上、啓発	関係各課
⑶市職員の男女均等な管理職への登用促進	① 男女平等な研修及び能力開発の機会付与 ② 性別にかかわらず能力・適性を重視した登用と職域の拡大	政策企画課
⑷男女共同参画の視点を持った人材の育成	① 意識改革のための学習機会の拡大と推進	政策企画課 さわやか市政推進課

2　男女の固定的役割分担意識の解消

現状

○全国において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、男女ともに「どちらかといえば反対」、「反対」が半数以上を占めています。その割合は、女性の方が多いものの、「妻は家庭を守るべき」と考える男性も低下傾向にあります（資料３）。また、「女性が職業を持つことに対する意識の変化」（資料４）からも分かるとおり、女性が職業を持つことに対して抵抗がなくなり、結婚や子どもの有無にかかわらず働き続けることを希望する男性は 58.0%と過半数を超え、「子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と合わせると、79.1%と高い割合となっています。このことから、男女の意識の差が小さくなっていることが分かります。

○本市では、子育てや介護に関する講座の参加者は、女性に比べて男性が少ないのが現状です。

課題

○依然として、社会全体において固定的役割分担意識が根強く残っている世代もあることから、男女共同参画の意識啓発について、より一層推進していく必要があります。

資料３　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化（全国）

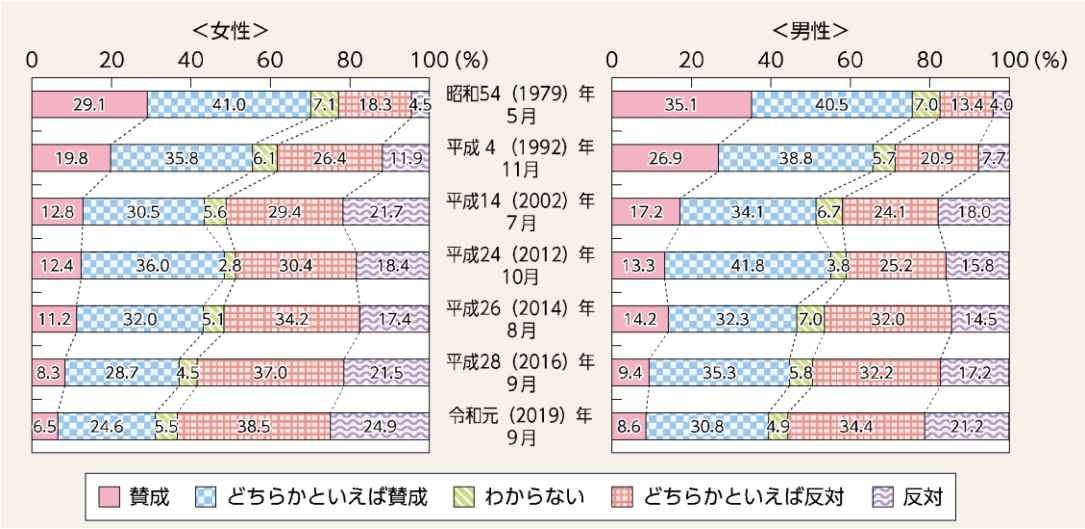

備考：1.総理府「婦人に関する世論調査」（昭和 54（1979）年）及び「男女平等に関する世論調査」（平成 4（1992）年）、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 14（2002）年、平成 24（2012）年、平成 28 年（2016）年、令和元（2019）年）及び「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26（2014）年）より作成。

2.平成 26（2014）年以前の調査は 20 歳以上の者が対象。平成 28（2016）年及び令和元（2019）年の調査は、18 歳以上の者が対象。

出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

資料４　女性が職業を持つことに対する意識の変化（全国）

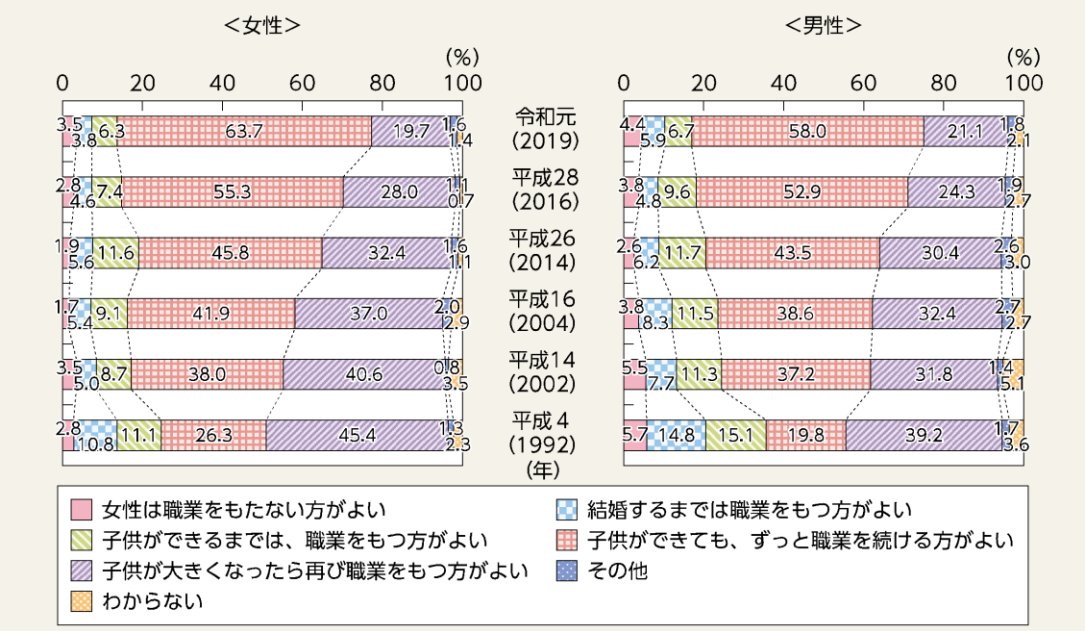

備考：1.総理府「男女平等に関する世論調査」（平成 4（1992）年）、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 14（2002）年、平成 16（2004）年、平成 28 年（2016）年、令和元（2019）年）及び「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26（2014）年）より作成。

2.平成 26（2014）年以前の調査は 20 歳以上の者が対象。平成 28（2016）年及び令和元（2019）年の調査は、18 歳以上の者が対象。

出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供	① 広報いわぬま等による意識啓発 ② 講座・ワークショップ等の開催	さわやか市政推進課
⑵男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供	① 調査・研究の実施と結果の公表 ② 図書館、生涯学習施設等の資料充実 ③ 市の現状を把握するための調査方法の検討と実施	さわやか市政推進課 生涯学習課
⑶市の情報メディアでの男女平等理念への配慮	① 市が作成する刊行物等の表現への配慮	関係各課

3　あらゆる人が安心して暮らせる社会の醸成

現状

○あらゆる人が安心して暮らせるようにするには、性別や年齢、障害の有無、国籍、性的指向[※3]、性自認[※4]等にかかわりなく、あらゆる人の人権が尊重されなくてはなりません。

○本市においては、人権擁護委員による相談所の開設や小・中学校において人権教室を開催し、人権意識の普及・啓発を行っています。また、高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で生きがいを持って安心して暮らせるよう、支え合いの地域づくりや相談体制の充実などの取組を行っています。

○日本で生活を送る外国人は年々増加傾向にあり、岩沼市でも 373 名の外国人が住民登録しています（令和４年３月末現在）。平成 29 年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、外国人技能実習生[※5]の数も増えていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いここ数年は減少しています（資料５）。

課題

○自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できるような社会づくり、環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

○性的マイノリティや性的指向、性自認等に関する正しい理解を深め、お互いを認め合　う社会の実現が求められています。

○外国人住民が地域社会の一員として安心して生活し、共に助け合って活躍できるよう、市民の多文化共生への理解を深める必要があります。

※3 性的指向：恋愛がどういう対象に向かうかを示す概念。

※4 性自認：自分の性をどのように認識しているかを示す概念。

※5 外国人技能実習生：日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもの。平成５年に制度化された。期間は最長５年で、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われている。

資料５　研修生・技能実習生の在留状況の推移（全国）

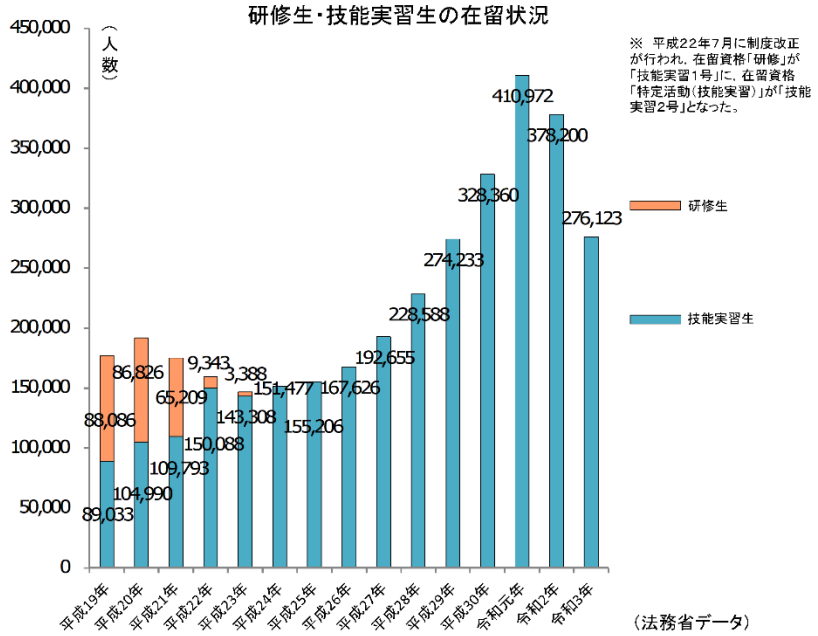

出典：外国人技能実習制度について（令和４年４月 25 日改訂版　法務省出入国在留管理庁、厚生労働省人材開発統括官）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴あらゆる人の人権が尊重される社会の推進	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ② 人権相談所の設置と内容の充実 ③ 一人暮らし世帯等地域から孤立する可能性がある全ての人や家庭が安心して暮らすための見守り、買い物支援、災害時支援等の実施 ④ 障害者が地域で自立して暮らすための日常生活や社会生活の支援 ⑤ 性的マイノリティや性的指向、性自認等への理解促進の啓発と相談体制の整備	さわやか市政推進課 健康増進課 社会福祉課 介護福祉課 関係各課

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑵多文化共生社会の形成促進	① 外国人との相互理解を深めるためのイベント・講座等の開催 ② 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び就学上の困難に対する実態に即した支援 ③ 多言語での情報提供や相談体制の整備 ④ 気軽に集まることのできる場の提供による情報交換や文化交流の推進	さわやか市政推進課 地方創生推進課 学校教育課 関係各課

4　あらゆる暴力の根絶への取組

現状

〇DV[※6]やセクシュアル・ハラスメント[※7]、児童や高齢者、障害者への虐待なども含めたあらゆる暴力への取組として、相談内容が複雑化している状況を踏まえ、県や他自治体、警察署等と連携し、相談体制の確立に努めています。

〇内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和３年３月）によると、女性の約４人に１人、男性の約５人に１人は、配偶者から被害を受けたことがあり、そのうち、誰かに打ち明けたり、相談した人の割合は５割を下回っています。また、DV 問題は児童虐待と密接な関係があり、広く問題を捉える必要があります。

〇全国的に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛やストレス、生活不安から配偶者等からの暴力の相談件数が増加しています。

〇本市では、資料６、７のとおり、相談件数だけでなく相談者の実人数もあわせて調査していますが、DV の相談実人数はほぼ横ばいで推移しており、児童虐待の相談実人数は増加しています。

課題

〇被害者が相談しやすい体制を整備するとともに、予防の啓発や関係機関との連携強化や被害者サポートの強化を今後も図っていく必要があります。

○児童、高齢者、障害者への虐待の防止や早期発見には、地域での気づきや見守りが大切です。

○DV や虐待等暴力に関する行為を発見した場合に、速やかに通報・相談できるよう相談窓口の周知を徹底し、また、相談窓口を記載したチラシやリーフレットの配布場所など、周知方法を工夫する必要があります。

※6 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。

※7 セクシュアル・ハラスメント：職場などで他者を不快にさせる性的な言動のこと。

資料６　岩沼市の DV 相談件数（延べ）及び相談実人数の推移

年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度
DV の 相談件数 （件）	108	94	80
DV の 相談実人数 （人）	15	16	15

資料：子ども福祉課調べ　（各年３月 31 日現在）
注）件数は、関係機関等との連絡も含む

資料７　岩沼市の児童虐待の相談件数（延べ）及び相談実人数の推移

年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度
児童虐待の 相談件数 （件）	539	1,461	1,389
児童虐待の 相談実人数 （人）	32	94	148

資料：子ども福祉課調べ　（各年３月 31 日現在）
注）件数は、関係機関等との連絡も含む

資料８　岩沼市の高齢者虐待・権利擁護相談件数（延べ）の推移

年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度
相談件数 （件）	373	828	605

資料：介護福祉課調べ（各年３月 31 日現在）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴県・他自治体等と連携した緊急一時保護や自立支援等、暴力被害者に対する支援強化	① 一時保護施設の活用 ② 被害者に対する生活・就業等自立のための支援	子ども福祉課 関係各課
⑵警察・医療機関等関係機関との連携強化と迅速かつ適切な対策の実施	① 関係機関の定期的な情報交換による情報共有 ② 関係機関との連携による被害者の安全確保 ③ 相談しやすい体制の整備 ④ 被害者の個人情報保護体制の徹底 ⑤ メディア・リテラシー※8の向上	子ども福祉課 社会福祉課 介護福祉課 生活環境課 関係各課
⑶DV、デート DV、セクシュアル・ハラスメント等根絶のための啓発活動の推進	① 相談体制の充実・相談窓口の周知 ② 広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	さわやか市政推進課 子ども福祉課 生活環境課

※8 メディア・リテラシー：情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

基本目標Ⅱ　家庭における男女共同参画の実現

１　共に築く家庭生活への支援

現状

〇全国的には、固定的性別役割分担意識は根強く残っており、共働き世帯でも夫の家事・育児関連時間は妻に比べ短く、育児、介護等における女性の負担が重くなっているという実態がみられます（資料９）。

〇本市においては、男性の家庭生活への参画促進のため、親子参加のイベントや料理教室を開催していますが、男性の参加者は少ないのが現状です。

課題

〇新型コロナウイルス感染症の影響によりリモートワークなど働き方が多様化し、在宅時間は増えたものの、さらに男性の家事や育児、介護等の家庭生活への積極的な参画を促すべく、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る必要があります。

〇子育てや介護に関する講座に男性の参加者は少ないため、男性が参加しやすい雰囲気づくりや周知方法等の工夫が必要です。

資料９　夫婦の仕事時間、家事・育児関連時間（末子の年齢別）／共働き世帯（全国）

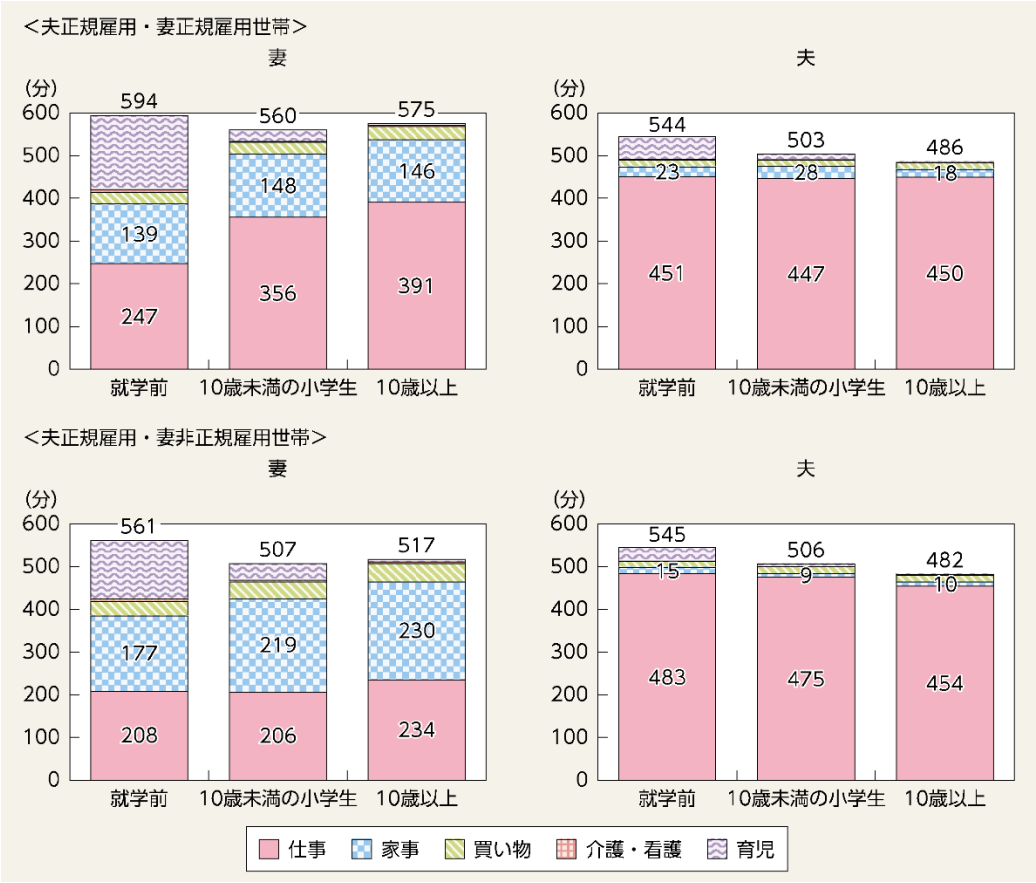

備考：1.総務省「社会生活基本調査」より作成。
2.非正規雇用とは、「正規の職員・従業員」以外の雇用されている人で、具体的には、「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「労働者派遣事務所の派遣社員」「その他」を指す。
3.家事・育児関連時間は、「家事」、「買い物」、「介護・看護」、「育児」の合計（週全体）。
出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴男女が協力し、責任を負うという意識の啓発	①　広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	さわやか市政推進課
⑵男性の家庭生活への参画促進	①　家事や育児能力向上のための講座等の開催 ②　働く男性が参加しやすい講座等への配慮	子ども福祉課 生涯学習課 関係各課

2　子育て環境の充実への支援

現状

〇子どもの子育て環境、保育環境の充実や男性の育児・介護等家庭生活への参画は、女性が働きやすい環境を実現するために不可欠なものとなっています。

〇働きながら子どもを育てる親への支援状況として、全国的な保育所等の待機児童数と保育所等の定員の状況をみると、定員数は着実に増えており、待機児童数は平成29年以降減少傾向となっています（資料10）。

〇本市では、令和2年4月に「第4期岩沼市次世代育成支援行動計画・第2期岩沼市子ども・子育て支援事業計画」※9を策定し、認可保育所等※10の施設整備や定員数を拡げるなど、子育て家庭の就労環境の整備に努め、待機児童数は減少しています（資料11）。

〇岩沼市障害児等保育事業※11を実施し、障害児等を受け入れる私立保育園等に補助金を交付するなど、受け入れ体制の充実に取り組んでいます（資料12）。

課題

〇家庭で子どもを育てる親についても、子育ての孤立化を防ぎ、不安を解消するための相談・支援体制の充実が必要です。

〇子どもの放課後の居場所の確保なども求められています。

〇今後は共働き世帯の増加や、リモートワークなど新しい働き方の進展などにより多様化する保育ニーズに的確に対応できるよう、保育サービスの充実を図り、誰もが子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりが求められます。

※9 第4期岩沼市次世代育成支援行動計画・第2期岩沼市子ども・子育て支援事業計画：子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、ワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するための計画。

※10 認可保育所等：認定こども園、小規模保育事業を含む。

※11 岩沼市障害児等保育事業：市内に所在する保育所等（認定こども園を含む）において、障害児等を健常児と共に集団保育する中で、障害児等の健全な社会性の成長発達を促進することを目的とした事業。

資料 10　保育の申込者数、待機児童数の状況（全国）

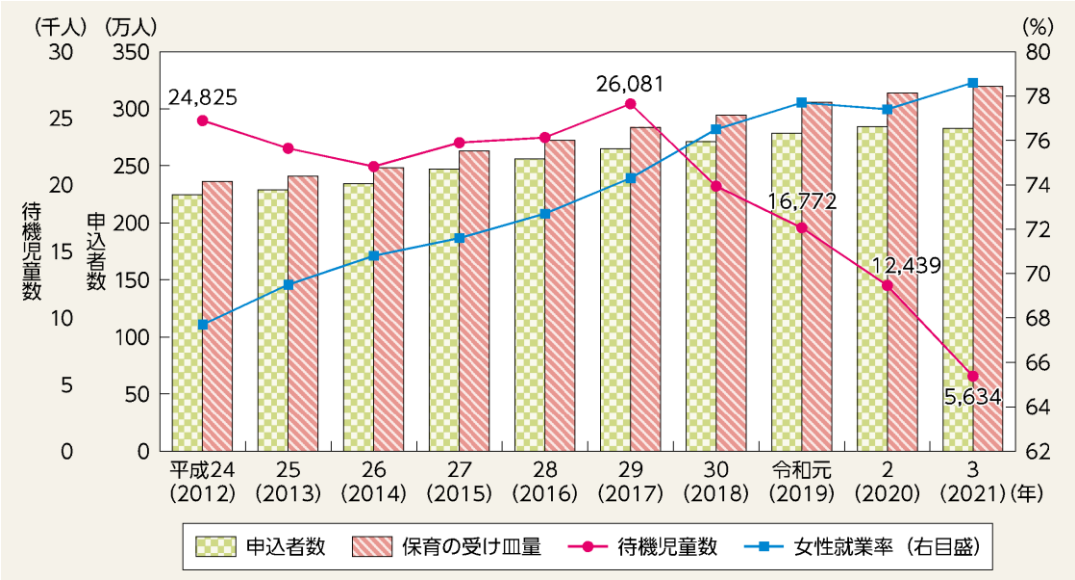

備考：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査（令和 3（2021）年 4 月 1 日）」より作成。
出典：令和 4 年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

資料 11　岩沼市の認可保育所等の定員数、入所者数及び待機児童数の推移

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
定員数（人）	799	819	939
入所者数（人）	862	856	946
待機児童数（人）	34	11	2

資料：子ども福祉課調べ
（定員数及び待機児童数は各年 4 月 1 日現在、入所者数は各年 3 月 1 日現在）

資料 12　岩沼市の認可保育所等の障害児等受入数（障害児等保育事業）

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入数（人）	8	7	11

資料：子ども福祉課調べ（各年 4 月 1 日現在）

資料 13　岩沼市の放課後児童クラブの登録者数及び待機児童数の推移

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数（人）	549	533	592
待機児童数（人）	18	11	7

資料：子ども福祉課調べ（待機児童数は各年 4 月 1 日現在、登録者数は各年 3 月 31 日現在）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発	さわやか市政推進課 子ども福祉課
⑵安心して子育てができる環境の整備	① 多様な保育サービスの提供、子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの充実、子育て支援のネットワークづくり等、子ども・子育て支援事業計画に基づく関係施策の推進	子ども福祉課 学校教育課 関係各課

3　介護環境等の充実と高齢者の社会参画への支援

現状

〇全国的に高齢化が進み、本市でも高齢化率が高まる中、要介護（要支援）認定者も増えています（資料 14）。

〇全国における介護をしている人の有業率を男女別にみると、介護をしていない人よりも低く、どの年代でも男性より女性の有業率が低いことからも、介護は女性の役目となっていることが分かります（資料 15）。

〇本市では、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据えて、「第 8 期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」※12を策定しました。高齢者を含めたより多くの市民が、地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの推進を目指しています。

〇養護者の身体的・心理的負担等の軽減をはかるため、権利擁護相談等の相談窓口を設けるだけでなく、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターを養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます（資料 16）。

課題

〇このような現状を踏まえ、男性の介護への参画を推進し、家族が互いに協力し合って介護を行うことができるよう意識啓発が必要です。

〇高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるためには、地域での見守りが大切です。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛など生活の不活発化による健康への影響も懸念され、フレイル※13の予防改善などの介護予防の取組が求められます。

※12 高齢者福祉計画・介護保険事業計画：高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の中長期的な高齢者及び高齢者を取り巻く状況も視野に入れつつ、施策の考え方及び目標を定める計画。

※13 フレイル：加齢に伴い、心身機能が低下した「虚弱」を意味する言葉。

資料 14　岩沼市の高齢化率と要介護（要支援）認定者数の推移

年度	総人口（人）A	高齢者人口（人）B	高齢化率（%）A/B	要介護（要支援）認定者（人）
令和元年度	43,877	11,574	26.4	2,008
令和 2 年度	43,906	11,745	26.8	2,079
令和 3 年度	43,779	11,916	27.2	2,169

資料：介護福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

資料 15　介護をしている者の有業率（男女別、年齢階級別）（全国）

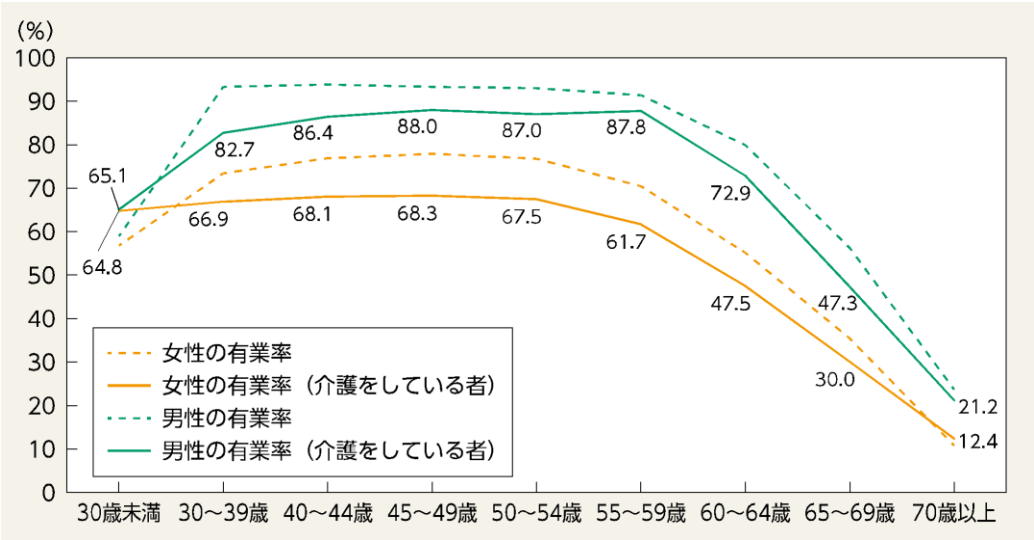

備考：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
出典：令和 4 年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

資料 16　岩沼市の認知症サポーター養成講座の参加者数（延べ）の推移

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認知症サポーター養成講座の参加者数（人）	950	267	753

資料：介護福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴地域包括ケアシステムの推進	① 各種在宅サービスの充実、相談体制の整備、介護保険サービスの円滑な運営など関係施策の推進	介護福祉課 社会福祉課 関係各課
⑵高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	① 仲間づくり、生きがいづくりの活動支援など関係施策の推進 ② 高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報、啓発	介護福祉課 社会福祉課 関係各課
⑶人にやさしいまちづくりの推進	① バリアフリー化の推進 ② 男女隔たりなく、介護の悩み等を相談できるような地域、隣人の協力や見守りの体制づくりの推進	社会福祉課 介護福祉課 関係各課

4　男女の生涯にわたる心と身体の健康支援

現状

〇一人ひとりが生涯にわたって自立した生活を送るためには、心と身体の健康支援が必要です。本市では、健康づくり市民計画※14に基づき、市民の主体的な健康づくり活動を推進し、運動普及啓発活動、各種健診の受診率向上に取り組んでいます。

〇また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援や妊婦と赤ちゃんの健康管理のための各種事業に取り組んできました。

課題

〇今後も人生の各段階（ライフステージ）に応じた適切な健康保持増進が行えるよう、世代毎の健康の状態と課題を把握し、その課題に応じた対策の充実を講じていく必要があります。

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴男女の生涯にわたる健康の保持・増進	① 健康教室の開催 ② 特定健康診査の受診率向上 ③ 岩沼市健康づくり市民計画に基づく健康づくり運動の実施 ④ 心身の健康維持の支援強化 ⑤ 子どもの健康の管理・保持増進	総務課 健康増進課 学校教育課
⑵妊娠・出産等に関する健康への支援	① 妊娠・出産期における経済的負担の軽減制度の周知と夫の家事・育児への参画推進 ② 相談体制や相談内容の充実と制度周知	健康増進課

※14 健康づくり市民計画：健康調査等において明らかになった健康課題の改善に向け、自助・共助・公助の考え方に基づき、市民と協働で健康づくりを推進することを目指した総合的な計画。

基本目標Ⅲ　地域における男女共同参画の実現

1　男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進
2　防災計画・活動における男女共同参画の推進

現状

〇地域社会を支えていく上で、地域に根ざした市民の自主的な活動が不可欠です。そのためには、誰もが地域づくりやまちづくりに関心を持ち、自らが進んで参加できる社会的な環境づくりが必要となります。

〇本市の身近な存在である行政区長、町内会長（自治会長）に占める女性の割合をみると、行政区長が 4.9%、町内会長等が 5.2%となっており、非常に少ないのが現状です。しかし、民生委員・児童委員を見てみると、約 8 割が女性で、地域に参画しないのではなく、地域の中で男女の役割が形づくられていることが読み取れます（資料 17）。

〇防災活動において、本市では地域防災力向上を図ることを目的に、防災士養成研修講座を実施し、地域防災の担い手となる人材育成に取り組んでいます。

課題

〇近年、全国各地で豪雨や地震等の大規模災害が頻発しており、災害対応においても、性別の違いによって受ける影響が異なることから、男女共同参画の多様な視点に立った対応が求められています。

〇平常時から多様な人の意見が反映できるよう、防災に関する取組についても女性の参画を推進し、被災者の心の支援を含め、女性が地域社会の活性化の力になるような環境づくりを行っていく必要があります。

資料 17　岩沼市の行政区長、町内会長、民生委員・児童委員に占める女性の割合

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区長に占める女性の割合（%）	4.9	4.9	4.9
町内会長（自治会長）に占める女性の割合（%）	5.1	5.2	5.2
民生委員・児童委員における女性の割合（%）	82.1	81.0	78.0

資料：さわやか市政推進課調べ（各年 4 月 1 日現在）

資料 18　地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移（全国）

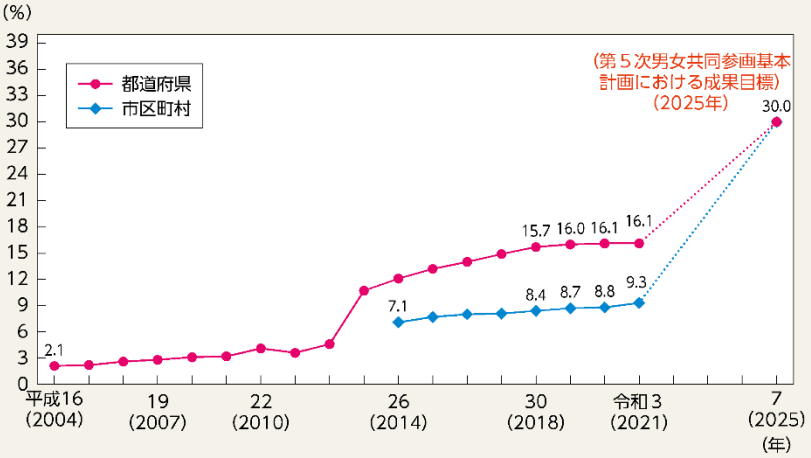

＜参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（令和３（2021）年）＞

		防災会議合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合の平均（%）
			0%（いない）	1～5%未満	5～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40%以上	
都道府県	(会議数)	47	0	1	8	31	4	0	3	
	(%)	100	0.0	2.1	17.0	66.0	8.5	0.0	6.4	16.1
市区町村	(会議数)	1,609	328	228	446	494	83	26	4	
	(%)	100	20.4	14.2	27.7	30.7	5.2	1.6	0.2	9.3
市　区	(会議数)	786	35	102	234	321	69	21	4	
	(%)	100	4.5	13.0	29.8	40.8	8.8	2.7	0.5	12.0
町　村	(会議数)	823	293	126	212	173	14	5	0	
	(%)	100	35.6	15.3	25.8	21.0	1.7	0.6	0.0	6.3

備考：1.内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2.原則として各年 4 月 1 日現在。
3.東日本大震災の影響により、平成 23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成 24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成 30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
4.「市区」には特別区を含む。

出典：令和 4 年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

施策の展開

1　男女が共に自立して支え合うまちづくりの推進

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴様々な人が力を発揮でき、地域活動に参加しやすい環境づくりの推進	① 男女共同参画の視点に立った市民協働の推進 ② 男性の地域活動への参画支援 ③ 退職者の地域活動への参画支援 ④ 地域の町内会、自治会役員等への女性参画の促進 ⑤ 多様な年齢層の地域活動への参加促進 ⑥ 安全なまちづくりへの環境整備	総務課 さわやか市政推進課 関係各課
⑵地域課題の解決等への支援	① NPO や市民活動団体の立ち上げ、起業等への支援	さわやか市政推進課 関係各課

2　防災計画・活動における男女共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴男女共同参画の多様な視点に立った防災計画の策定体制の構築	① 女性委員の登用促進 ② 平常時から多様な人々の意見が反映されやすい環境の整備	防災課
⑵防災に関するあらゆる会議等への女性参画の推進	① 防災に関する政策・方針の決定過程への参画拡大 ② 地域の自主防災組織への参画の推進	防災課 関係各課
⑶震災被災者の心のケア等の支援	① 交流の場づくりの支援 ② 相談体制の充実や定期訪問等の実施	社会福祉課 関係各課

基本目標Ⅳ　教育の場における男女共同参画の実現

1　生涯にわたりあらゆる教育における男女共同参画の実現

現状

〇市内の小・中学校では、総合的な学習の時間や道徳教育、職場体験授業など、あらゆる教育活動を通じて男女平等教育及び人権教育を推進しています。

〇全国における公立小・中学校の教頭以上の教職員に占める女性の割合を見ると、年々上昇しています（資料 19）。一方、本市の小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合は、41.2%となっています（令和３年４月１日現在）。

課題

〇男女共同参画社会を実現させるためには、子どもの頃から互いの人権を認め、尊重し合い、精神的、経済的、生活的に自立することの必要性を自覚できるようにするとともに、性別固定的役割分担にとらわれない意識を育むことが必要です。

〇学校では、教育内容や指導方法等において性別にとらわれることがないよう、子どもの個性が尊重されるように配慮する必要があります。

〇家庭では、子どもの性別にかかわらず家事や介護にかかわる機会を増やすなど、家庭的役割の重要性を伝えるとともに、思いやりや支え合いの心を養うことが大切です。

〇人生 100 年時代を迎え、固定的性別役割分担意識にとらわれず、お互いに協力し合い、一人ひとりが豊かな生活を送るためには、あらゆる世代を対象とした男女共同参画意識の啓発が必要です。

〇学校教育の場のみならず、生涯にわたり身近な地域で男女共同参画の意識を高めることができるよう、生涯学習の場においても男女共同参画に関する学習機会の充実が求められます。

資料 19　公立小・中学校の教頭以上の教職員に占める女性の割合の推移（全国）

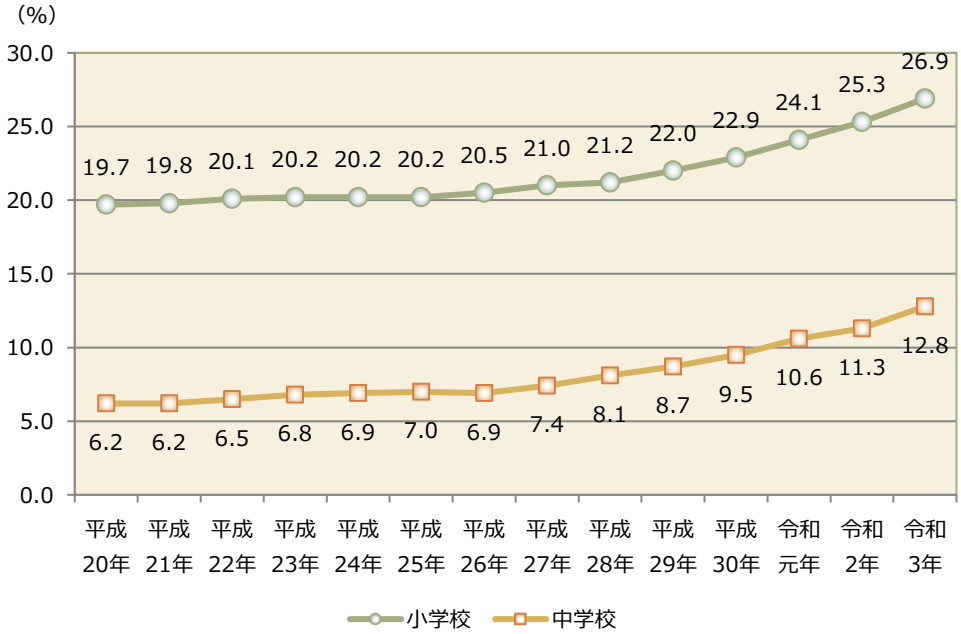

備考：１.各年４月１日現在。
　　２.教頭以上：校長、副校長、教頭
資料：公立学校教職員の人事行政の状況調査（文部科学省）令和３年

施策の展開

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴将来にわたり、男女の別なく能力や個性を生かせる教育の推進	① 男女の別なく能力や個性を生かす教育内容や生活指導の充実 ② 学校全体で男女平等教育に取り組む体制づくりの推進 ③ 教職員への意識啓発と研修の場の充実 ④ 主体的に情報を収集し、判断できる能力の育成の推進 ⑤ 互いを思いやる教育、人権教育の充実	さわやか市政推進課 学校教育課 関係各課

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑵子どもたちの成長にあわせた地域連携の推進	① PTA や保護者会の活動等を通じた男女平等教育への保護者の理解促進 ② 保育所（園）、幼稚園、学校、家庭等の地域連携による男女共同参画の教育・学習機会の充実 ③ 人とのかかわりを重視した地域連携による子どもを見守る体制の構築	学校教育課 生涯学習課 社会福祉課
⑶健康教育の推進	① 専門機関における相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等学校における相談体制の整備 ② 性に関する教育の充実	学校教育課 健康増進課
⑷学習機会の提供	① 公民館講座の開催 ② 国・県等関係機関が開催する学習機会の情報発信	生涯学習課 さわやか市政推進課

資料 20　平均寿命と健康寿命の推移（全国）

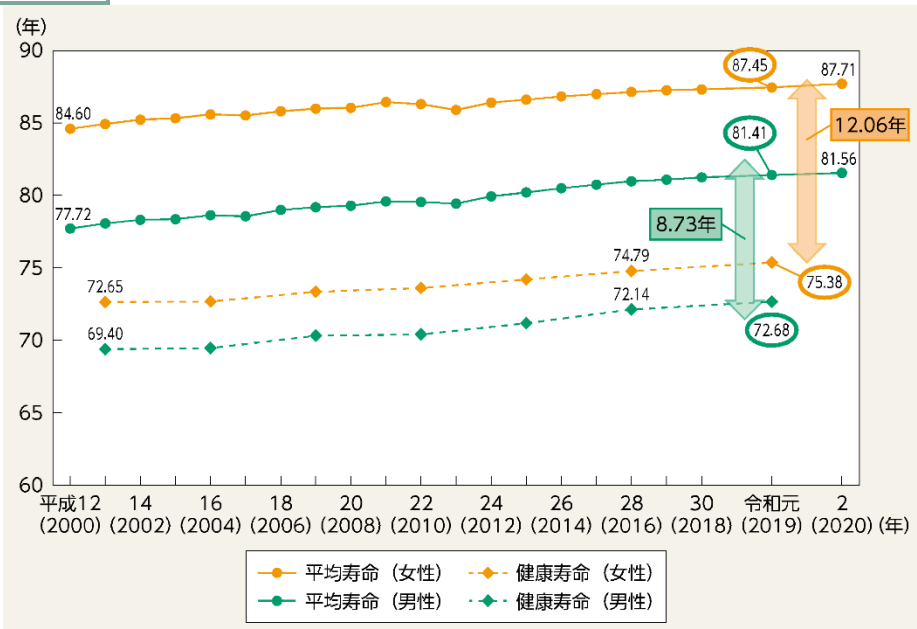

備考：1.平均寿命は、平成 12（2000）年、17（2005）年、22（2010）年、27（2015）年及び令和 2（2020）年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成 13（2001）年から 22（2010）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成 25（2013）年及び 28（2016）年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」、令和元（2019）年は厚生労働行政推進調査事業費補助金「健康日本 21（第二次）」の総合的評価と「次期健康づくり運動に向けた研究」より作成。
2.健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

出典：令和 4 年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

基本目標Ⅴ　働く場における男女共同参画の実現

1　働く場における男女の均等な機会と待遇の確保
2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
3　職業能力開発の支援
4　農業や商工自営業等に従事する女性への支援

現状

○働きたい人が男女の別なく個性と能力を十分に発揮し、社会で活躍できることは、男女共同参画の１つの柱でもあります。

○全国的に共働き世帯が年々増加する傾向がみられますが（資料 21）、第 1 子出産後の働き方として夫婦ともに原則フルタイム勤務をしたい意向が男性に比べて女性が低い傾向にあります（資料 22）。また、介護をしている人の有業率を男女別にみると、介護をしていない人よりも低く、どの年代でも男性より女性の有業率が低くなっています（資料 23）。

○農業や商工自営業においては、性別にかかわらず意見やアイデアを出し合う環境をつくることによって、意欲や能力ある担い手の育成と確保及び後継者育成につながり、さらには農業・商工業の発展につながります。

○起業に関しては、女性の視点や経験を生かした事業化のニーズが全国的に高まっている中、本市においても、いわぬま市民交流プラザに意欲のある創業者を支援することを目的にチャレンジショップを併設し、区画を低価格で貸し出すことで、起業を手助けするとともに、市の活性化につなげる取組を行っています。

課題

○女性の活躍推進のためには男性の育児、介護への参画が不可欠であることから、さらに男性の育児、介護参画の促進への取組が求められます。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、育児・介護休業がとりやすい環境づくりの促進や、長時間労働の抑制や働き方の見直しについて意識啓発を図ることによって男性にとっても家庭や地域へ参画しやすい環境づくりを促進するとともに、女性のキャリア形成を支援することや就労継続、出産や育児等を理由に離職した女性の再就職に関する情報提供が必要です。

○安心して働くことができる環境づくりを促進し、セクシュアル・ハラスメント等の防止のため、各種制度の周知に努める必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭の貧困や非正規雇用などの問題も顕在化・深刻化しており、様々な困難を抱える人、特に女性への支援も求められています。

資料 21　共働き等世帯数の推移（全国）

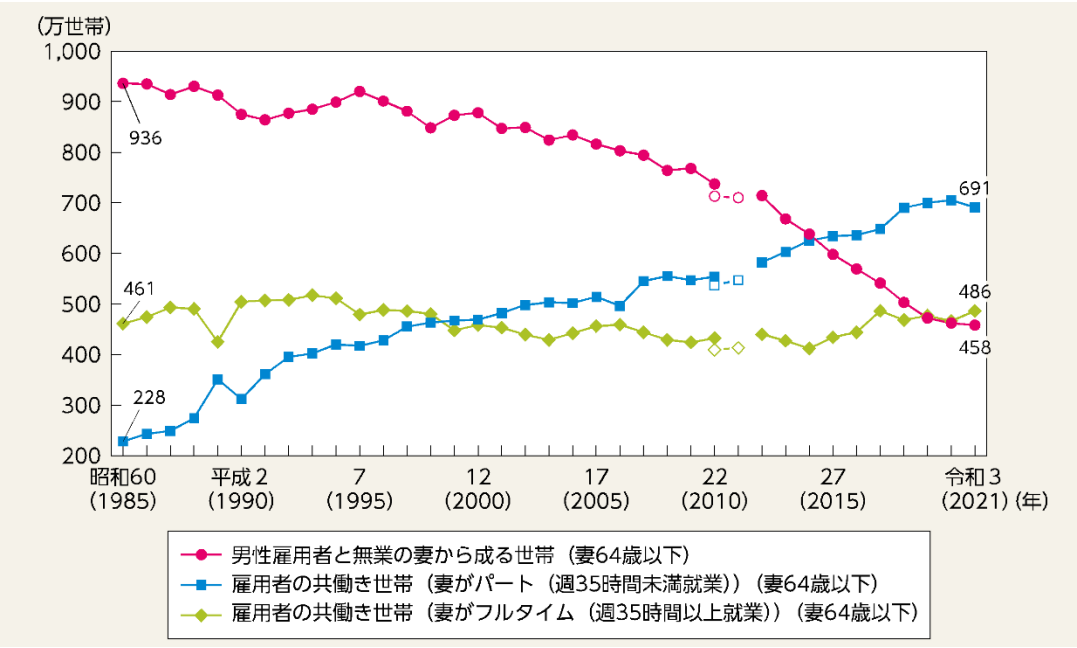

備考：1.昭和 60 年から平成 13 年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年 2 月）、平成 14 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2.「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成 29 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が 64 歳以下の世帯。平成 30 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が 64 歳以下の世帯。

3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が 64 歳以下の世帯。

4.平成 22（2010）年及び平成 23（2011）年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

資料 22　結婚後・第一子が生まれた後の自分と配偶者の働き方（理想と現実）（全国）

対象者区分					夫婦ともに原則フルタイム勤務（%）		夫は原則フルタイム勤務／妻は家事に専念（働かない）（%）	
					理想	現実	理想	現実
結婚後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,515)	46.9	40.7	8.5	17.3
			男性	(n=1,259)	52.5	43.0	5.2	11.0
		40-69歳	女性	(n=4,927)	39.2	32.8	19.5	25.7
			男性	(n=4,656)	40.6	32.1	16.0	22.1
	独身	20-39歳	女性	(n=1,453)	37.4		6.6	
			男性	(n=1,592)	29.8		3.4	
		40-69歳	女性	(n=793)	28.5		13.6	
			男性	(n=1,224)	24.4		7.7	
					理想	現実	理想	現実
第一子が生まれた後	既婚	20-39歳	女性	(n=1,147)	38.6	28.2	22.7	33.8
			男性	(n=892)	54.6	43.9	8.9	16.1
		40-69歳	女性	(n=4,628)	20.7	14.0	41.9	49.2
			男性	(n=4,049)	27.8	21.7	29.2	35.7

備考：1.「令和 3 年度　人生 100 年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（令和 3 年度内閣府委託調査）より作成。
2.「夫婦ともに原則フルタイム勤務」、「夫は原則フルタイム勤務／妻は家事に専念（働かない）のみ抽出。
3.第一子が生まれた後については、「夫婦ともに育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」「妻だけ育児休業等を取得、復帰後に夫婦ともに原則フルタイムで勤務」を足し合わせたものを「夫婦ともに原則フルタイム勤務」としている。対象は子供がいる人。
出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

資料 23　介護をしている者の有業率（男女別、年齢階級別）（全国）【再掲】

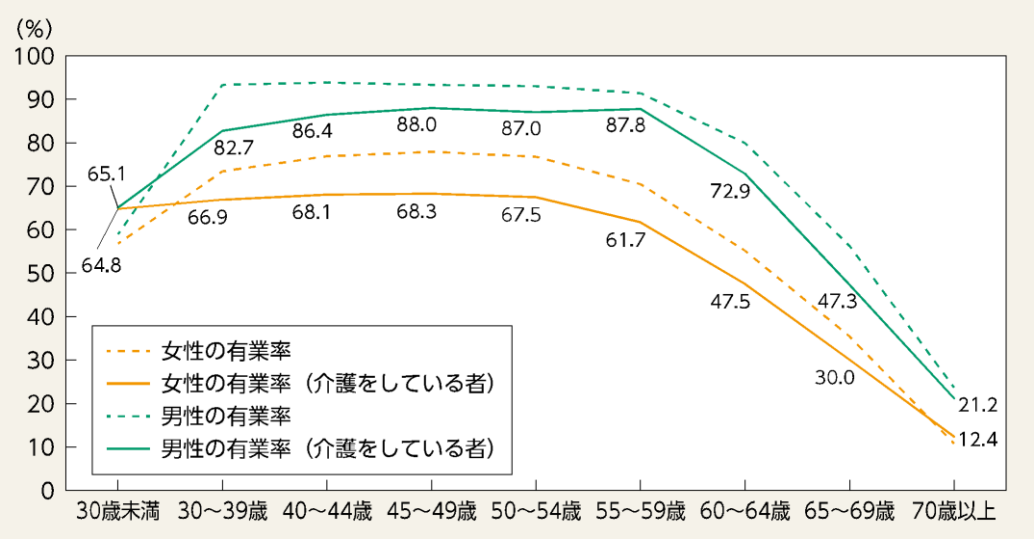

備考：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
出典：令和４年版　男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

施策の展開

1　働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴男女雇用機会均等法等関係法令の周知	① 事業者に対する働きかけ ② リーフレット等による啓発	関係各課
⑵セクシュアル・ハラスメント等の防止	① 国・県等相談機関の周知	関係各課
⑶ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	① 関係機関と連携した事業者への啓発 ② 男女共同参画推進に取り組む事業者への支援策の検討	商工観光課 さわやか市政推進課

2　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴育児・介護休業法や制度の啓発、利用促進	① 育児・介護休業法や両立支援制度に係る周知・啓発 ② 育児・介護休業※15の利用促進のための啓発	関係各課
⑵育児・介護休業制度の利用しやすい職場環境づくりの推進	① 事業者への啓発と育児・介護休業取得率の高い事業所の取組紹介 ② 育児・介護休業取得の推進	関係各課
⑶ワーク・ライフ・バランスに向けた意識啓発	① 広報いわぬま等多様な媒体や機会を活用した広報、啓発 ② 長時間労働の抑制や働き方の見直しの啓発	さわやか市政推進課 子ども福祉課

※15 育児休業：育児・介護休業法に基づく、労働者が原則として１歳に満たない子を養育するためにする休業。
介護休業：育児・介護休業法に基づく、労働者が要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業。
育児休暇：企業が独自に設ける育児に関する目的で利用できる休暇制度。
介護休暇：育児・介護休業法に基づく、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話を行う労働者が、１年に５日まで（対象家族が２人以上の場合は 10 日まで）、介護その他の世話を行うために取得できる休暇。

3　職業能力開発の支援

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴職業能力開発に向けた機会及び情報の提供	① 女性の求職の意向やニーズ等の情報提供 ② 再就職のための情報提供 ③ 女性のキャリア形成支援の情報提供	商工観光課
⑵パートタイム労働者等の不安定な雇用環境の改善	① 関係機関との連携による事業者への法律や制度の周知並びに各種情報の提供	商工観光課
⑶ひとり親家庭の就業及び自立への支援	① 経済的支援及び家庭と仕事の両立支援策の優先的な適用 ② 各種関連情報の提供	子ども福祉課 関係各課

4　農業や商工自営業等に従事する女性への支援

施策の方向	具体的施策	施策に関係する市の部署
⑴経営参画のための意識啓発及び参画促進	① 研修会・交流会の開催と積極的参加のための環境づくり ② 情報提供と相談への支援	商工観光課 農政課
⑵女性の起業による自立支援	① 起業に関する情報提供 ② 起業家相互間、経営者との交流への支援 ③ 相談及び支援体制の充実	商工観光課

第３章　推進体制

市の各部署、関係機関等が一体となって、計画の着実な推進に取り組みます。

１　庁内推進体制の整備

⑴　岩沼市男女共同参画推進本部の設置

施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、計画の進行管理等を行います。

⑵　実施状況の点検・評価・公表

本部は、毎年１回、計画の進捗状況等に係る報告書を作成し、公表します。

⑶　男女共同参画推進員の配置

庁内の各部署の横断的な連携・調整を推進するために男女共同参画推進員を配置します。

２　計画を効果的に進めるための取組

⑴　岩沼市男女共同参画審議会

基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について多様な立場からの意見を踏まえ調査、審議を行い、意見を述べます。

⑵　市民・事業者・市民団体等との協働

自主的活動への支援を行う中で、市民、事業者、市民団体等との協働を図りながら効果的に推進します。

3　計画の推進体制図

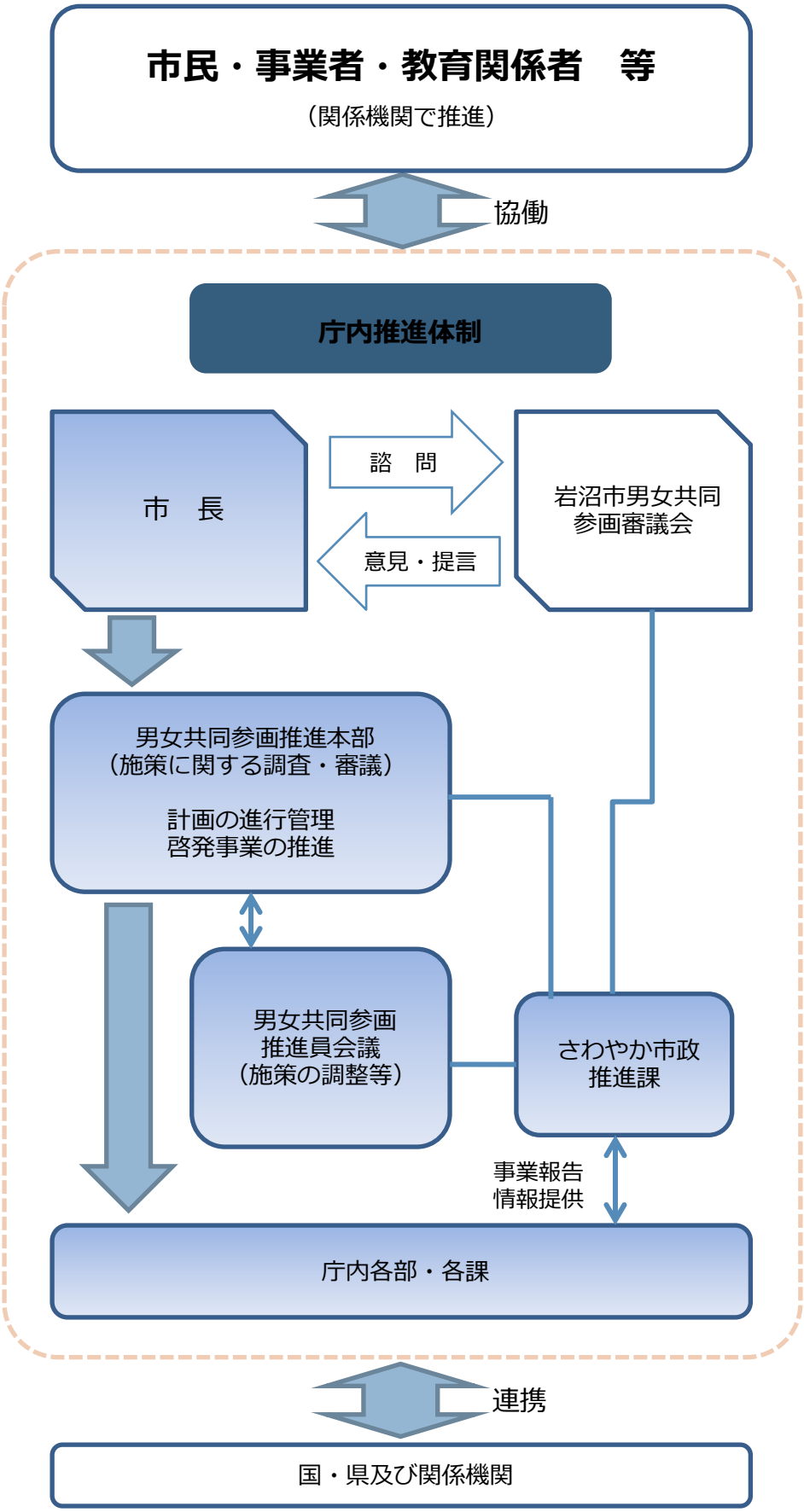
市民・事業者・教育関係者　等
（関係機関で推進）
協働
庁内推進体制
市　長
諮　問
意見・提言
岩沼市男女共同参画審議会
男女共同参画推進本部
（施策に関する調査・審議）
計画の進行管理
啓発事業の推進
男女共同参画推進員会議
（施策の調整等）
さわやか市政推進課
事業報告
情報提供
庁内各部・各課
連携
国・県及び関係機関

資　　料

世界・国・県・市の動き（平成 11 年以降）

年	世界	国	宮城県	岩沼市
1999 年 (平成 11 年)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○男女共同参画社会基本法公布施行 ○食糧・農業・農村基本法公布施行	○女性青年課を設置	
2000 年 (平成 12 年)	○国連特別総会女性 2000 年会議・ニューヨークで開催	○男女共同参画基本計画閣議決定 ○ストーカー規制法公布施行		
2001 年 (平成 13 年)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布施行	○男女共同参画推進課を設置 ○宮城県男女共同参画推進条例公布、施行 ○男女共同参画審議会設置	
2003 年 (平成 15 年)		○少子化社会対策基本法公布、施行 ○次世代育成支援対策推進法公布、施行	○宮城県男女共同参画基本計画を策定	
2004 年 (平成 16 年)		○「女性国家公務員の採用、登用の促進について」男女共同参画推進本部決定		○「新総合計画」策定　（男女共同参画関連の指標を盛り込む）
2005 年 (平成 17 年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合　（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本法計画（第 2 次）」閣議決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		○「男女共同参画フォーラム 2005」ｉｎいわぬま
2006 年 (平成 18 年)		○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定		
2007 年 (平成 19 年)		○「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008 年 (平成 20 年)		○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出		○岩沼市男女共同参画推進会議設置 ○市民アンケート調査、事業所ヒアリング調査実施
2009 年 (平成 21 年)	○女子差別撤廃条約実施状況 第 6 回報告の審議・最終見解の公表	○男女共同参画シンボルマーク決定	○男女共同参画推進課を共同参画社会推進課男女共同参画推進班に改組	○「岩沼市男女共同参画推進会議中間報告書」提出 ○岩沼市男女共同参画推進会議中間報告書の報告会実施
2010 年 (平成 22 年)	○国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定		○男女共同参画推進に向けての提言書についてパブリックコメントを実施し意見を聞く会を開催 ○「岩沼市における男女共同参画の推進に向けて」の提言書が男女共同参画推進会議より提出
2011 年 (平成 23 年)	○UN　Women 正式発足		○「宮城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」を策定	○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（素案）についての説明会（タウンミーティング） ○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）が男女共同参画推進委員会より提出 ○（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）のパブリックコメントの実施 ○男女共同参画推進委員会において男女共同参画基本計画（案）について検討

年	世界	国	宮城県	岩沼市
2012 年 (平成 24 年)				○岩沼市男女共同参画推進条例施行 ○男女共同参画基本計画（案）が男女共同参画推進委員会より提出 ○岩沼市男女共同参画審議会設置
2013 年 (平成 25 年)				○岩沼市男女共同参画基本計画案が審議会より答申 ○岩沼市男女共同参画基本計画策定
2015 年 (平成 27 年)	○「北京＋20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）開催（ニューヨーク）	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）施行（事業主行動計画部分を除く） ○「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2016 年 (平成 28 年)	○女子差別撤廃条約実施状況 第７回・第８回報告の審議・最終見解の公表	○「女性活躍推進法」完全施行		
2017 年 (平成 29 年)			○「宮城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を策定	○岩沼市男女共同参画基本計画（第 1 次）の中間年における「岩沼市男女共同参画審議会による評価および提言」が審議会より提出
2018 年 (平成 30 年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布、一部施行		○審議会において岩沼市男女共同参画基本計画（第 2 次）（案）について検討及び答申 ○岩沼市男女共同参画基本計画（第 2 次）（案）のパブリックコメントを実施 ○岩沼市男女共同参画基本計画（第２次）策定
2020 年 (令和２年)	○新型コロナウイルス感染症の流行			
	○国連「北京＋25」記念ハイレベル会合（ニューヨーク） ○SDGs「行動の 10 年」スタート	○「男女共同参画基本計画（第５次）」閣議決定		
2021 年 (令和３年)			○「宮城県男女共同参画基本計画（第４次）」「宮城県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」策定	
2022 年 (令和４年)				○審議会において岩沼市男女共同参画基本計画（第 3 次）（案）について検討及び答申 ○いわぬま男女共同参画推進プラン（第 3 次）（案）のパブリックコメントを実施 ○いわぬま男女共同参画推進プラン（第３次）策定

参考指標

前掲の指標に加えて、広く男女共同参画の推進の状況の参考とします。

項　　目	R 元年度	R 2 年度	現況 (R3 年度)
基本目標Ⅰ　社会全体における男女共同参画の実現			
市議会における女性議員の割合	16.7%	16.7%	16.7%
男女共同参画に関する講座・イベント等の実施数	1 回	2 回	2 回
市民満足度調査における「男女共同参画社会」に係る満足度のポイント	満足度 3.806	満足度 3.845	満足度 3.843
外国人との相互理解を深めるためのイベント・講座等の開催数	-	-	2 回
基本目標Ⅱ　家庭における男女共同参画の実現			
認可保育所等の待機児童数	34 人	11 人	2 人
認知症サポーター養成講座受講者数	950 人	267 人	753 人
健幸いきいき広場参加者数（延べ）	2,463 人	1,996 人	1,497 人
特定健康診査の受診率	44.8%	32.2%	36.7%
基本目標Ⅲ　地域における男女共同参画の実現			
行政区長に占める女性の割合	4.9%	4.9%	4.9%
町内会長（自治会長）に占める女性の割合	5.1%	5.2%	5.2%
基本目標Ⅳ　教育の場における男女共同参画の実現			
市内小・中学校の校長及び教頭に占める女性の割合	41.2%	35.3%	41.2%
市内小・中学校の PTA 会長に占める女性の割合	50.0%	50.0%	37.5%
基本目標Ⅴ　働く場における男女共同参画の実現			
市の男性職員の育児休業取得率	0%	0%	10.0%
市の男性職員の育児休業取得者数	0 名	0 名	1 名
岩沼市農協役員に占める女性の割合	11.4%	10.5%	10.5%
岩沼市商工会役員に占める女性の割合	11.5%	11.5%	11.1%

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

改正　平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文
第一章　総則（第一条－第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならい。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年 9 月 4 日　法律第 64 号）

改正　平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号
令和元年 6 月 5 日法律第 24 号
令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号
令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
　第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
　第二節　一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
　第三節　特定事業主行動計画（第十九条）
　第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）
第六章　罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における

慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等

第一節　事業主行動計画策定指針

第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関

する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一　第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一　第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二　第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中

「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十九条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管

理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条　第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

３　第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条　第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十四条　第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

２　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（以下略）

岩沼市男女共同参画推進条例（平成２４年条例第１号）

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本理念（第３条）
第３章　市、市民、事業者及び教育関係者の責務（第４条－第７条）
第４章　男女共同参画を推進するための基本的施策（第８条－第１７条）
第５章　男女共同参画を阻害する行為の制限（第１８条・第１９条）
第６章　男女共同参画審議会（第２０条－第２３条）
第７章　雑則（第２４条）
附則

岩沼市では、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の参画により様々な取組が進められてきた。しかしながら、依然として性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会慣行が存在し、真の男女共同参画社会実現のためには、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となり、総合的に取り組むことが求められている。

また、我が国では急速な少子高齢化、雇用不安、虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、多様な性のあり方等、様々な問題が顕在化し、男女共同参画社会の形成は重要な政策課題になっている。

男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「誰もが輝けるまち、いわぬま」を目指し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の「男女の人権の尊重及び平等の理念」に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務並びに基本的施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会の実現を目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵　市民　市内に居住する者、市内へ通勤又は通学する者及び市内で活動する者をいう。

⑶　事業者　市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

⑷　教育関係者　学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。

⑸　DV　配偶者、恋人等の身近な者から受ける身体的、性的、精神的、経済的な暴力をいう。

⑹　セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反する性的及び性差別言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。

⑺　ワーク・ライフ・バランス　「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら家庭生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをいう。

⑻　積極的改善措置（ポジティブアクション）　第１号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第２章　基本理念

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

⑴　男女の人権の尊重　男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的にも間接的にも性別による差別的取り扱い*1 を受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害*2 がある人、その他多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。

⑵　暴力の根絶　男女が互いに人権を尊重し、DV、セクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力的行為の根絶が図られるように努めること。

⑶　社会における制度又は慣行の見直し　性別による固定的な役割分担意識から生まれる社会における制度又は慣行の見直しに努め、男女が多様な生き方を選択することができるように配慮すること。

⑷　政策等の立案及び決定への共同参画　男女が社会の対等な構成員として、政策及び方針の立案並びに決定の場に共同して参画する機会が確保できるように配慮すること。

⑸　家庭生活、学校、職場等の活動の両立　家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立させることができるようワーク・ライフ・バランスに配慮すること。

⑹　国際的協調　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に留意するとともに、地域在住外国籍の市民の人権保障及び男女共同参画の実現に配慮すること。

第３章　市、市民、事業者及び教育関係者の責務

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育関係者、国・県及び他の地方公共団体と協働し、連携を図りながら取り組むものとする。

３　市は、男女共同参画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、必要な財政

上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　事業者は、男女が職場及び家庭生活における活動を両立させるための職場環境の整備に努めなければならない。

３　事業者は、事業活動における男女共同参画の取組状況に関し、市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第７条　教育関係者は、基本理念にのっとり、教育を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　教育関係者は、性別に関わりなく能力、個性を生かせる教育及びその啓発並びに男女平等の教育の推進に努めなければならない。

３　教育関係者は、教育における男女共同参画の取組状況に関し、市長から報告を求められたときは、協力するよう努めなければならない。

第４章　男女共同参画を推進するための基本的施策

（基本計画の策定）

第８条　市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見が反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、第 20 条に規定する男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、若しくは変更し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第 10 条　市は、基本理念に関する理解を深めるため、市民、事業者及び教育関係者に情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育の分野における措置）

第 11 条　市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成等の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（農林業、商工業等の分野における措置）

第 12 条　市は、農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、対等な構成員として経営活動をし、地域における活動に参画する機会が確保されるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（活動への支援）

第 13 条　市は、市民、事業者及び教育関係者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（積極的改善措置（ポジティブアクション））

第 14 条　市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じているときは、市民、事業者、教育関係者等と協力し、積極的改善措置（ポジティブアクション）が講ぜられるよう努めるものとする。

２　市は、法令、条例等に基づく附属機関若しくはこれに準ずる機関における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置（ポジティブアクション）を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（調査研究）

第 15 条　市は、男女共同参画の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（報告書の作成及び公表）

第 16 条　市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（苦情及び相談）

第 17 条　市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの苦情並びに[*3] 相談について適切な処理に努めるものとする。

第５章　男女共同参画を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第 18 条　何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

２　何人も、DV、セクシュアル・ハラスメント等性別による権利侵害をしてはならない。
３　何人も、性同一性障害*4がある人等に対しての人権侵害をしてはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）
第 19 条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第６章　男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会の設置）
第 20 条　市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、岩沼市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）
第 21 条　審議会は、10 人以内の委員で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の４未満にならないように努めるものとする。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
⑴　男女共同参画に関しての識見を有する者
⑵　公募に応じた者
⑶　関係機関を代表する者
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）
第 22 条　審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第 23 条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第７章　雑則

（委任）

第 24 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 33 年条例第５号）の一部を次のように改正する。

（以下略）

※岩沼市男女共同参画推進条例については、一部表現の見直し等を行う条例改正案を令和５年第１回岩沼市議会定例会に提案する予定です。

改正予定箇所

＊１　第３条第１号中「差別的取り扱い」を「差別的取扱い」に改める。

＊２　第３条第１号中「性同一性障害がある人、その他」を削る。

＊３　第１７条中「並びに」を「及び」に改める。

＊４　第１８条第３項中「性同一性障害がある人等」を「多様な性を持つ人」に改める。

計画策定までの経過

平成 20 年６月	岩沼市男女共同参画推進会議発足。
平成 22 年２月	岩沼市男女共同参画推進会議より、「岩沼市における男女共同参画の推進に向けて」提言書が提出される。
平成 22 年５月	岩沼市男女共同参画推進委員会設立。 条例案等の検討に着手。
平成 23 年２月	タウンミーティング「男女共同参画についての意見交換会」開催。
平成 23 年７月	岩沼市男女共同参画推進委員会から、（仮称）岩沼市男女共同参画推進条例（案）が市長に提出される。
平成 23 年９月	男女共同参画推進条例（素案）に対するパブリックコメント募集。
平成 24 年３月	岩沼市男女共同参画推進条例制定。
平成 24 年３月	岩沼市男女共同参画推進委員会から、（仮称）岩沼市男女共同参画基本計画（案）が市長に提出される。
平成 24 年６月	岩沼市男女共同参画推進本部設置（庁内組織）。
平成 24 年７月	岩沼市男女共同参画審議会設置。 推進委員会から提出された案を基に検討着手。
平成 25 年２月	男女共同参画基本計画素案に対するパブリックコメント募集。
平成 25 年６月	岩沼市男女共同参画基本計画（案）を市長に答申。
平成 25 年７月	推進本部会議において岩沼市男女共同参画基本計画を決定。
平成 29 年３月	岩沼市男女共同参画基本計画（第１次）の中間年における「岩沼市男女共同参画審議会による評価および提言」が岩沼市男女共同参画審議会より提出。
平成 30 年８月	第１次計画を基に、岩沼市男女共同参画基本計画（第２次）の検討着手。
平成 31 年１月	岩沼市男女共同参画基本計画（第２次）（案）を市長に答申。パブリックコメント募集。
平成 31 年３月	岩沼市男女共同参画基本計画（第２次）を策定。
令和４年６月	第２次計画を基に、岩沼市男女共同参画基本計画（第３次）の検討着手。
令和４年 11 月	いわぬま男女共同参画推進プラン（第３次）（案）を市長に答申。
令和５年２月	パブリックコメント募集。
令和５年３月	いわぬま男女共同参画推進プラン（第３次）を策定。

岩沼市男女共同参画審議会委員

（敬称略：五十音順）

氏　名	職	備　考
阿　部　裕　二	会　長	東北福祉大学教授
熊　沢　由　美	副会長	東北学院大学教授
稲　田　　壽	委　員	社会教育関係者
菊　池　　洋	委　員	商工業者
郷　内　妙　子	委　員	農業関係者
佐　藤　ひろ子	委　員	人権擁護関係者
佐　藤　まどか	委　員	児童福祉関係者
髙　橋　義　輝	委　員	町内会関係者
中　沢　みゆき	委　員	家庭教育関係者
山　内　紀　子	委　員	学校教育関係者